



「いじめ防止対策推進法」にもとづく『学校基本方針』

山形市立第九中学校 いじめ防止基本方針

ダイジェスト版

1. はじめに

これは、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（同年9月28日施行）にもとづき定めるものです。ここでは、「いじめ」をその被害性に着目し、「当該生徒が、一定の人間関係のある生徒から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義します。

2. これを受けて、

本校では、信頼され開かれた学校として、いじめの未然防止と早期発見に努め、生徒にとって安心安全な学校生活が送れる環境を作り、心身の健全育成を図るために「**学校基本方針**」を定めて、いじめ防止に全力で取り組みます。

3. まず、九中生のいじめ防止のために具体的に取り組むことは、

(1) 教職員による指導

- ① いじめについて研修し、全ての教職員の共通理解を図ります。
- ② 生徒に対し、「いじめは絶対許されない」姿勢を示します。
- ③ 学活・道徳の授業や各種たより等で、具体的な事例を通して考えさせます。
- ④ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりをします。
- ⑤ 指導の在り方や言葉遣いに細心の注意を払います。

(2) 具体的な取り組み

- ① 道徳性や人権を重視し、読書活動や体験活動など心を耕す教育を推進します。
- ② 一人一人が活躍できる学年集団・学級集団・部活動集団を作ります。
- ③ ボランティア活動や社会参画活動を推進します。
- ④ 生徒会の自治的活動を重視し、主体的な取り組みができるようにします。

4. さらに、いじめ防止のために次のような組織で実効的に取り組みます。

- 校内の「いじめ防止対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、教育相談員、スクールカウンセラーで構成し、組織的にいじめの問題に取り組んでいきます。
- 必要に応じ、校外関係者（PTA三役幹事、学校医、地区青少年育成会代表、学校運営協議会代表）にも加わっていただきます。

5. また、いじめの早期発見のために、次のような取り組みも実施します。

- 生活アンケート……定期（年3回）6月・11月・2月
- QUTテストの実施……定期（年1回）6月
- 二者面談の実施……定期（年1回）11月＜必要に応じて随時＞
- 生活ノートや自主勉ノートの点検……毎日
- 教育相談委員会、主任会……隔週1回
- ◎ 相談窓口の組織体制
 - 相談カードの利用
 - 市教育相談員による面談……市教育相談員は毎日6時間勤務です。
 - 県スクールカウンセラーとの相談活動…県SC2名は月2～3日の勤務です。

6. いじめには素早く、組織的に対応します。

- ① 発見、通報を受けた教職員は、速やかに主任・教頭・校長に報告します。
- ② いじめ防止対策委員会で情報を整理・共有し、対応策を検討します。
- ③ 役割を分担し、丁寧に事実を確認します。
- ④ 被害生徒と保護者への支援を行います。
- ⑤ 加害生徒と保護者を指導・支援します。
- ⑥ 集団への働きかけを行います。
- ⑦ 一応の解決後も見守りを継続します。
- ⑧ 犯罪行為と深く関わる場合は、警察等の関係機関と相談し適切に対処します。
- ⑨ 人権意識を持ち、障がい等の特性を踏まえた適切な支援や指導を行います。
- ⑩ ネットいじめは、警察・法務局等の関係機関と連携し、必要な措置を講じます。

7. 特に重大な事案が発生した場合は、直ちに調査組織委員会を設置して対応します。

- ◎ 被害の状況を丁寧に把握し、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じる場合は、山形市教育委員会の指導のもと、第三者委員会を設置し、対処します。
- 重大事案に係る事実関係の調査及び事後対応、マスコミ対応については、山形市教育委員会、警察、児童相談所等と連携を図って対応します。

8. おわりに

このような「いじめ防止学校基本方針」にもとづいて、九中は、生徒一人一人を大切にし、保護者や地域と連携して、いじめ防止に努めていきます。

